

平成26年(く)第24号 再審請求棄却決定に対する即時抗告事件



手続の進行等に関する意見書

平成29年6月2日

仙台高等裁判所第1刑事部 殿

仙台高等検察庁

検察官 検事

岩崎吉明

平成29年5月31日付け弁護人作成の「進行等に関する意見書」(以下「本件弁護人進行等意見書」という。)に対する検察官の意見は、以下のとおりである。

記

## 第1 意見の趣旨

弁護人は、本件弁護人進行等意見書において、検察官作成の平成29年4月28日付け意見書(以下「即時抗告審検察官意見書」という。以下、用語については、これに準拠した略称を用いることがある。)に対する反論書面については、弁護人作成の同月21日付け補充意見書及び求釈明書(以下、これらを併せて「本件弁護人補充意見書等」という。)に対する検察官の追加意見を見た上で提出する意向であるなどとするが、検察官においては、即時抗告審検察官意見書により、弁護人の主張を十分に排斥し得ると考えており、意見の追加や釈明等を行う必要も予定もない。

裁判所におかれでは、弁護人に対し、反論がある場合には当初の予定である平成29年6月中又はそれに大きく遅れない時期までに書面を提出するよう求めるとともに、その提出がない場合には手続を終結させて判断を下されるようお願いしたい。

## 第2 意見の理由

### 1 追加意見の要否等について

本件弁護人進行等意見書及び本件弁護人補充意見書等における弁護人の主張

本件弁護人進行等意見書及び本件弁護人補充意見書等における弁護人の主張は、要するに、土橋吏員の作成書面等によれば、 $m/z$  258のイオンがベクロニウムの未変化体から検出されるものであるかその分解物(脱アセチル化体)から検出されるものであるかについて、土橋吏員の認識の変遷があるとした上で、その変遷を根拠に、土橋鑑定には科学的な証明力が欠けている旨指摘するものである。

しかし、当該書面等の記載をもって土橋吏員の認識に変遷があるといえるか疑義がある上、即時抗告審検察官意見書(19~21、25~26頁等)において述べたとおり、土橋鑑定は、ベクロニウムの標品と鑑定資料につき、同一の条件下で同一の方法による分析を行ったところ、そのいずれからも $m/z$  258のイオンが検出され、これをプリカーサーイオンとするプロダクトイオンスキャンにおいて、同一の分析結果が得られたという、比較鑑定としての客観的な部分に証拠価値があるのであり、また、 $m/z$  258のイオンがベクロニウムの未変化体と分解物のいずれから検出されたものであっても、確定判決における事件性の認定は左右されないから、土橋吏員の上記認識の如何は、確定判決及び原決定の判断に何ら影響を与えるものではない。

よって、弁護人の上記主張は失当であるから、この点に関し、検察官が改めて意見を述べる必要も予定もない。

なお、弁護人は、本件弁護人進行等意見書において、上記指摘を検察官が是認しないのであれば、土橋吏員に対する証人尋問等の事実調べを実施せざるを得ない旨も主張するが、その主張自体、新証拠とされる志田意見書の新規性・明白性を離れて土橋鑑定の当否を問題視するものであり、土橋吏員に対する証人尋問を実施した場合に、再審請求手続の本旨や即時抗告審の構造に反する結果を招くとの懸念(即時抗告審検察官意見書66~67頁)は、より深まったというべきである。

## 2 爲明の要否等について

上記求為明書は、裁判所宛ての書面において、為明の主体を特定することなく、「為明を求める。」とするものであり、その趣旨は必ずしも明確ではないが、仮に、弁護人が、検察官に為明を求め、又は、裁判所に対し、検察官に為明を求める旨の職権発動を促したものであるとしても、同求為明書に記載の為

明事項は、証拠関係等に対する説明や見解の表明、あるいは過去の検察官の主張の作成・検討経緯を明らかにすることなどを内容とするものであり、原決定の当否を判断すべき即時抗告審において、かかる事項につき、検察官が釈明をする義務も必要もなく、相当性も認められない。

よって、検察官において、当該事項につき釈明をする予定はなく、裁判所においても、職権発動されるべきではない。

### 3 弁護人の反論書面の提出時期について

#### ア 検察官の追加意見を待つて反論書面を提出する点について

弁護人は、本件弁護人進行等意見書において、本件弁護人補充意見書等に対する検察官の追加意見を待つて即時抗告審検察官意見書に対する反論書面を提出する意向であり、検察官の対応次第で反論書面の提出が平成29年7月以降になる旨主張する。

しかし、弁護人は、同年3月28日仙台高等裁判所において行われた三者打合せにおいて、裁判長から、同年4月末までに即時抗告審検察官意見書の提出を受けた後、反論がある場合には、同年6月中の提出を検討するよう求められたのに対し、何ら異議を述べずに了解したと認められる。そして、当該打合せ時には、弁護人から更なる書面等を提出する旨言及も示唆もなかつたのであるから、その後、即時抗告審検察官意見書が提出される直前の同年4月21日に至り、弁護人が独自の判断に基づいて本件弁護人補充意見書等を提出したからといって、それに対する検察官の反論書面の提出がないことを理由に、即時抗告審検察官意見書に対する弁護人の反論意見の提出を先延ばしにすることを正当化し得るものではないのであって、弁護人の上記主張は、極めて不合理かつ不誠実である。

加えて、本書面により、検察官において、追加意見の提出も釈明も行わない旨明らかにしたのであるから、弁護人が上記主張に基づいて反論書面の提出を延期する余地は、もはや失われたともいえる。

#### イ 即時抗告審検察官意見書提出までの期間と比較する点について

弁護人は、本件弁護人進行等意見書において、「本件即時抗告事件については、弁護人が平成26年3月28日、即時抗告申立書を提出し、検察官からは、平成29年4月28日に至ってようやく即時抗告申立書に対する見解

が「意見書」の形で提出された。」（2頁）とした上で、「検察官の意見書が提出されるまでに要した時間の長さに照らせば、（中略）検察官の追加書面の提出を待って、その書面及び平成29年4月28日付けの検察官意見書に対する全体的な反論を記載した書面を作成するだけの時間的余裕が与えられてしまうべきである。」（4頁）とも主張する。

しかし、まず、即時抗告審検察官意見書は、その内容から明らかなどおり、即時抗告申立書のみならず、その後に弁護人から提出された平成26年11月6日付け、平成27年3月11日付け及び平成28年1月18日付け各補充意見書についても、その主張を引用し、これを踏まえた反論を加えたほか（即時抗告審検察官意見書19～22頁等）、同日付け事実取調請求書、同月19日付け及び同年12月2日付け各証拠開示命令申立書に対する意見も述べているのであって（同66～68頁）、即時抗告申立書に対する見解のみを述べたものではないし、即時抗告審検察官意見書提出の経緯も、平成28年1月19日の三者打合せにおいて、裁判長から、「検察官に対し全面的な答弁書の作成を求めるつもりはない。まずは求釈明（注：弁護人の平成27年1月15日付け求釈明書に基づく求釈明を指す。）に対する回答を踏まえ、必要に応じて、意見書等で応答するなどしてほしい。」旨の訴訟指揮を受け、当該求釈明に関し、平成28年2月25日付け及び同年11月4日付け各回答書を提出した後、同年12月に、同月2日実施の裁判所と弁護人の二者打合せ結果を裁判官から伝え聞いたことから、翌29年4月末を目途に即時抗告審検察官意見書を提出することとしたものである。

以上のような検察官の対応に、特段の問題はなく、即時抗告審検察官意見書の作成に、平成26年11月から平成29年4月まで要したかのような弁護人の主張は誤っている。

弁護人が、このような誤った指摘をするのは、検察官が、本件手続を遅延させているとの印象を与えた上で、それとの比較において、弁護人の反論書面の提出時期の先送りを正当化しようとするものと思われるが、かかる主張に理由はない。

#### ウ 弁護人の反論書面提出時期に関する検察官の意見

以上のとおり、弁護人の主張に理由はないが、他方、弁護人が反論書面の

提出時期について従前の態度を覆し、その先送りを図ろうとするのは、即時抗告審検察官意見書の内容が予期に反して詳細で反論困難であったことによるものとも考えられ、検察官としても、弁護人が反論書面の作成のために必要かつ相当な期間をかけることまで否定するものではない。

しかし、即時抗告審検察官意見書において、検察官が新たに提出した資料は、捜査報告書1通のみであり、かつ、その内容は、再審請求審段階で検察官が提出した意見書の記載内容を補充する趣旨で、同意見書の作成者である後藤医師に対するインタビュー記事（しかも、インターネット上において既に公開済みのもの。）を添付したにすぎず、検察官の主張の大部分は、既存の証拠と論理則・経験則に基づき、従来の主張を整理して再構成し、弁護人の主張に反論等したものであって、改めて確認を要する事項や特異な主張を記したものではない。

そうすると、確定審又は再審請求原審段階から関与するなどし、従前の主張内容や証拠関係を熟知しているはずの弁護人においては、即時抗告審検察官意見書の内容の確認・検討等をした上で、これに対する反論をするに当たり、平成29年6月中の期限に間に合わないとしても、更に数か月もの期間が必要になるとは考え難い。

よって、裁判所におかれでは、弁護人に対し、反論がある場合には当初の予定である同年6月中又はそれに大きく遅れない時期までに書面を提出するよう求めるとともに、その提出がない場合には手続を終結させて判断を下されるようお願いする次第である。

これは謄本である。

平成29年6月2日

仙台高等検察庁

検察事務官 佐藤義将

